

○ 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第5 借入手続 本資金の借入手続は、次を参照のうえ、各地域の実情に従い、簡素な手続で最も適切な融資が行われるようにするものとする。 なお、融資機関は様式第1号の資金利用申込書兼借入申込書（<u>農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書（様式第1の2号）を含む。以下「申込書」という。</u>）の受理から、原則として1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。 （略）</p>	<p>第5 借入手続 本資金の借入手続は、次を参照のうえ、各地域の実情に従い、簡素な手続で最も適切な融資が行われるようにするものとする。 なお、融資機関は様式第1号の資金利用申込書兼借入申込書（以下「<u>申込書</u>」という。）の受理から、原則として1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。 （略）</p>
<p>様式第1号 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（個人） 令和 年 月 日 （略）</p>	<p>様式第1号 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（個人） 平成 年 月 日 （略）</p>
<p>様式第1号 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（法人） 令和 年 月 日 （略）</p>	<p>様式第1号 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（法人） 平成 年 月 日 （略）</p>
【裏面】	【裏面】
個人情報の取扱いに関する同意書	個人情報の取扱いに関する同意書
<p>特別融資制度推進会議の構成機関への関係書類の提供について、次の範囲内で同意します。 ① （略） ② 特別融資制度推進会議の構成機関に提供する情報の内容は、<u>農業経営改善促進資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書、債務保証委託申込書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。</u> ③ （略）</p>	<p>特別融資制度推進会議の構成機関への関係書類の提供について、次の範囲内で同意します。 ① （略） ② 特別融資制度推進会議の構成機関に提供する情報の内容は、<u>短期運転資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書、保証委託申込書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。</u> ③ （略）</p>

④ 利用目的は、本申込書に係る特別融資制度推進会議の審査、貸付手続、事後管理及び経営能力向上のための指導です。(農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

(略)

(略)

様式第1の2号

債務保証委託申込書

令和 年 月 日

農業信用基金協会会長 殿

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名 _____ 印

生年月日 [年 月 日生 (歳)]

[法人等の場合は、名称及び代表者名]

下記の借入金について、貴会の保証を受けたいので申し込みます。

記

④ 利用目的は、本希望書に係る特別融資制度推進会議の審査、貸付手続、事後管理及び経営能力向上のための指導です。(農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

(略)

(略)

(新設)

融資機関				借入予定日	令和 年 月 日
借入金額	千円			借入期間	年 月間
借入金使途				うち据置期間	年 月間
利率	年	%		第1回償還日	令和 年 月 日
	割賦	毎年	月 日	最終償還日	令和 年 月 日
元金の支払い	第1回～第回	¥	円	利息の 支払い 方法	毎 年 月 日 月 日
方 法	第回～第回	¥	円		
	第回～第回	¥	円		
申込者が既に 債務保証を受 けているもの の 内 容	年度	保証番号	現在残高	資 金 名 (用 途)	
			千円		
			千円		
			千円		

別表（様式第4号関係）
1 低利預託基金預託状況

（単位：百万円）

（略）

別表（様式第4号関係）
1 低利預託基金預託状況

（略）

附 則（令和2年3月30日元経営第3160号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。